

○高圧ガス 四方山話 その11

【規制緩和、単独第2種製造への格下げに関して生じた不都合】

今回の話は、高圧ガス保安法規制緩和にまつわることですが、ちょっとややこし話です。H28年の規制緩和を受けて、本学伊都キャンパスでは独立した第2種相当製造設備を単独第2種製造設備への変更届出を出しています。伊都キャンパスは第1種製造事業所となっていますので、規制緩和以前では、キャンパス内の全ての製造設備が許可申請の対象でとなっていました。規制緩和により、単独第2種製造設備への切替により、その後は届出で済むようになります。このメリットを生かすために逐次、処理量の小さな製造設備は単独第2種製造設備への変更届を出しているわけです。すると、全てが良いかというともいえない事例が発生しました。ここでは、そんな事例を紹介します。

〈事例〉West3号館脇の液化窒素CEの単独第2種製造設備への切替

問題点:切替により、隣接するアルゴンガスマニホールド(現在、届出不要な消費設備扱い)が当該CE及び近隣の第1種貯蔵所との合算対象となり、アルゴンガスマニホールドも第1種貯蔵設備として今後許可申請の対象となってしまう。

経緯:これまで、液化アルゴンガスのCEが設置されていましたが、消費量が少ないので、アルゴンガスボンベのマニホールドへと変更しました。アルゴンガスマニホールドは液化アルゴンCEの撤去跡地に設置され、小容量消費設備として届出不要となっています。

ところが、この度液化窒素CEの単独第2種製造への切替を行うために、液化窒素CEの貯蔵量の算定が必要となりました。(第1種製造施設に組み込まれているときは、当該設備に付属する貯蔵は許可申請書に記載することが義務付けられており、個別の貯蔵届出・許可申請は不要でした)そこで、当該液体窒素CE周囲を調査すると、CEの設置場所から30m以内に第1種貯蔵所(West3号館脇ボンベ庫)と件のアルゴンガスマニホールドが存在し、貯蔵量を合算すべきことが判別しました。West3号館脇ボンベ庫は既に第1種貯蔵所となっており、問題はありますが、新たに液化窒素CEとアルゴンガスマニホールドを第1種貯蔵設備として変更許可申請する必要が出て来てしまいました。

ここで思案の末、消防局と相談し、液化窒素CEは第2種製造設備に切り替えることなく、現状のまま第1種製造施設の中に据え置くこと(現状維持)としました。従って、引き続き今後も当該CEの変更工事には許可申請が必要になりますが、現実問題として現状の利用方法(West号館, West号館にガス供給)であればCEの変更工事はなさそうなので、こちらを選択したわけです。

このように、製造設備の単独第2種への切替は、思わぬ副産物も出てきますので、切替前には入念な検討が必要であることの体験談でした。

以上

蛇足:そもそも、液化アルゴンガスCEを撤去し、アルゴンガスマニホールドを設置する時点で、アルゴンガス容器はWest3号館脇ボンベ庫と貯蔵量を合算すべき状況に合ったのではないかと考えます。つまり、アルゴンガスマニホールドは、West3号館脇ボンベ庫の変

更工事許可申請として工事を行うべきものであったのかもしれませんが。
何れにしても、現状アルゴンマニホールドは届出不要設備でありますから、敢えて、許可申請物件にする必要はないとの考えです。

(2021/3/26)

※コラムの内容はあくまで福岡市との協議で判断された内容もありますので
各自治体の判断が異なることがあります。